**平成２６年（フ）第１３４号**
山形市大字南館248番地
債務者　吉田　友子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２２４号**
函館市湯浜町15番５号　ルグランいずみ10号
債務者　藤尾　隼人
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４４号**
函館市富岡町３丁目15番19号　ハイツ・ノースシティー101
債務者　高橋麻里子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２４５号**
北海道二海郡八雲町東町174番地７
債務者　羽原　敏彦
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１８８号**
愛知県安城市法連町11番地１　事業団住宅３―310
債務者　遠矢かおり
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２３３３号**
大阪市港区波除３丁目３番８号　第２吉川ハイツ303号、前住所大阪市港区夕凪２丁目８番15号
債務者　浦　　宣史
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７３６号**
大阪府吹田市南高浜町18番27号
債務者　山中　啓子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２８３９号**
大阪市平野区喜連５丁目１番18号　シーズモア607、前住所大阪市平野区背戸口５丁目５番７―301号
債務者　狩谷　幸志
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９４３号**
大阪市東淀川区菅原４丁目４番28―207号
債務者　北　　高政
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３０６６号**
大阪市東淀川区東中島１丁目９番31―607号、住民票上の住所大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―209号
債務者　森田　　務
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３０６７号**
大阪市東淀川区東中島１丁目９番31―607号
債務者　森田　　泉
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２２２号**
大阪府大東市氷野１丁目16番16号コアスターレ赤井301号
債務者　岡田　光司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２２６号**
大阪市平野区瓜破４丁目１番49号　グランドール大鳥203
債務者　藤川　重子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２５７号**
大阪府東大阪市友井４丁目３番７号メゾンウエダ103号室
債務者　井出　　洋
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３３３９号**
大阪市淀川区塚本６丁目４番32号、前住所兵庫県西宮市樋之池町17番14―105号
債務者　木谷香子沙（旧姓漣）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４０６号**
大阪市都島区網島町13番２―206号
債務者　辻　　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４３３号**
大阪市天王寺区空堀町１番１号　パークシティ玉造501号、前住所大阪市東成区東小橋２丁目３番19号
債務者　福井　道代
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部